

議案第19号

鹿屋市食品加工実習センター条例の一部改正について
鹿屋市食品加工実習センター条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市食品加工実習センター条例の一部を改正する条例
鹿屋市食品加工実習センター条例（平成18年鹿屋市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鹿屋市高須食品加工実習センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿屋市公共施設等総合管理計画に基づき、高須食品加工実習センターを廃止したので、本案を提出するものである。